

2014年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

刑事法 (刑法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を出すことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が1枚、第2問が2枚1組の計3枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2014年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(刑 法)

第1問 (配点：10点)

次の語句を3行程度で簡潔に説明しなさい。

- (1) 過失犯における予見可能性
- (2) 刑法217条および218条における「遺棄」

第2問 (配点：90点)

次の〔設例〕を読んで、甲と乙の罪責について論じなさい。

〔設例〕

会社員の甲は、日頃から酒癖が悪く、多量に酒を飲むと近くにいる人に暴力を振るう習癖があった。そのため、甲は、以前から家族に注意されたり、飲酒の上で人に暴力を振るって怪我をさせたとして罰金刑を受けた際に検察官から酒を止めるように強く命じられたりしていた。ところが、甲は、酒を止めることができず、本件当日も、気にくわなかったことがあったことから、「酒に酔ってまた他人に暴力を振るうかもしれないが、そうなったらなったで仕方がない。罰金払えばいいんだ。」などと考え、夕方5時ころから多量の酒を飲み始めた。その後、甲は、飲み屋を何店かはしごした後、午後11時ころには、Aが1人で所有・経営する小さなスナック「からすま」に立ち寄り、カウンターに座ると、そこでもウィスキーをストレートで2杯立て続けに飲んだ。そのため、甲は、当時、ひどく酒に酔ったため、複雑醜態という病態に陥り、もはや自分の行動をコントロールする能力が著しく減退してしまっている状態になっていた。

ところで、当時、そのスナックのカウンターには鉄筋工の乙も座っていたが、乙は、甲の酔いつぶれ方が目に余り、「いい年をして、しょうがねえなあ。」と思わずつぶやいた。すると、甲がこれを聞きつけて激怒し、「こらあ。喧嘩売る気か！」などと叫びながら、店の鉄製灰皿（重さ約200グラム）を乙に投げ付け、その結果、乙は左腕に1週間の治療を要する打撲傷を負った。

乙は、このような甲の突然の行動にびっくりし、むかつとしたが、甲がさらに乙に殴りかかろうとしてきたので、乙は、「このままではまた甲から何をされるか分から

入学試験問題 法律科目試験

(刑 法)

ない。とにかく甲の勢いを止めなければ。」と考え、腹立たしい気持ちのままに、カウンター上に置かれていた店のカラオケマイク（時価約1万円）で甲の頭を1回殴り付けた。その結果、そのマイクが壊れるとともに、甲は頭に3週間の治療を要する挫傷を負った。なお、当時、カウンター内にはAがおり、カウンター上には、上記マイクのほか、乙の折り畳み傘等も置かれていた。